

「千葉県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に対する意見の概要と市の考え方

| NO. | 意見の概要   | 市の考え方  | 原案修正 |
|-----|---|--|------|
| 1   | <p>改正の趣旨として、“国の省令改正”だけを記載するのではなく、国の省令改正の前提（趣旨）を含めて丁寧な説明をしていただきたい。</p> | <p>介護保険サービス等の基準については、厚生労働省令を踏まえ、自治体の条例で定めることとされています。このたび、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を踏まえ、令和6年度介護報酬改定に併せて各介護保険サービス等に係る基準省令の改正が行われることから、本市においても基準条例の改正を行うものです。</p> <p>今回の改正は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「効率的なサービス提供に向けた働きやすい職場づくり」などを基本的な視点として、高齢者虐待防止や医療と介護の連携の推進、効率的なサービス提供の推進などの見直しを行うものです。</p>  | なし   |
| 2   | <p>「書面掲示」規制の見直し（養護老人ホームを除く）」と記載されていますが、養護老人ホームを除外する理由を説明してください。</p>   | <p>本見直しは、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表することを義務付けるものです（1年間の経過措置があります。）。</p> <p>養護老人ホームを除く理由ですが、養護老人ホームは他のサービス種別と違い、利用者と施設等との契約による利用ではなく、市が入所の措置をして利用する施設となります。このことから、契約事項を説明するための重要事項等については、掲示義務の対象外となっています。</p> <p>なお、養護老人ホームでは入所前に市から被措置者に対し措置制度、費用徴収金、ホームでの生活ルールなど十分な説明を行うこととなっています。</p> | なし   |